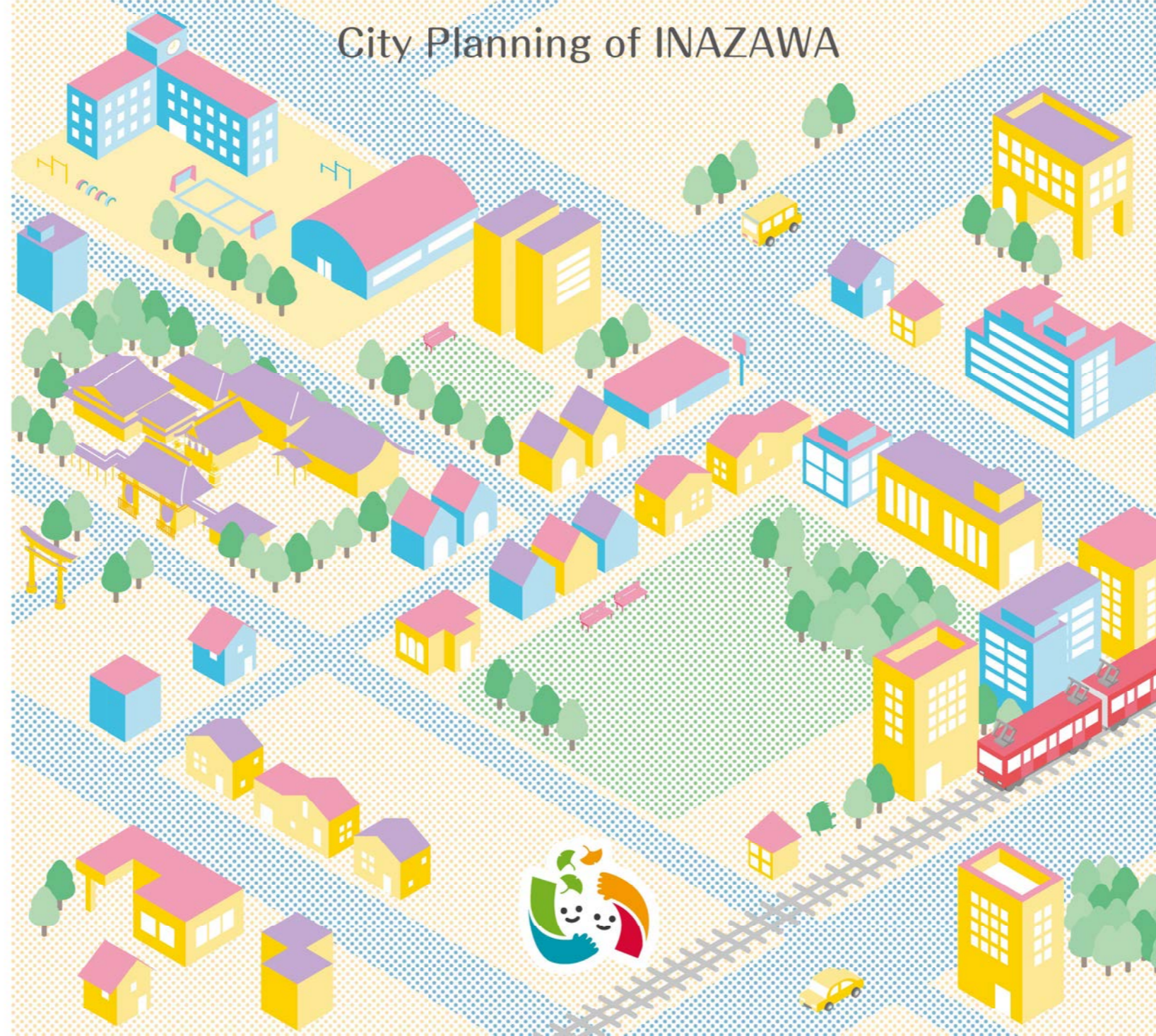


いなざわの都市計画

City Planning of INAZAWA



水と緑と歴史 あふれるまち・稲沢

稲沢市は愛知県の
北西部に位置し、総面積は
79.35km²で、東西にやや長い
形状をしています。



天下の奇祭「国府宮はだか祭」が有名な稲沢市は、名古屋駅から鉄道アクセス10分圏内という交通利便性の良さだけでなく、暮らしの中に緑や自然を感じられるまちです。大きくないけど、小さくもない。地味じゃないけど、派手でもない。そんなちょうどいいバランスのとれた稲沢市には、都市的な生活と身近に自然がある生活が程よく融合した暮らしの豊かさがあります。

もくじ

- 1 都市計画について聞いてみよう
Q1 都市計画ってなに? 3
Q2 どうやって都市計画を決めるの? 4
Q3 都市計画にはどんなものがあるの? ... 5~6
- 2 都市計画をのぞいてみよう
都市計画① 土地利用 7~10
都市計画② 都市施設 11~12
都市計画③ 市街地開発事業 13
- 3 もっと詳しく調べてみよう
データ集 14~16
稲沢市の変遷・稲沢市都市計画図 17~18

みんなが住むまち、稲沢市。
まちには建物や施設がたくさんあるけれど、
何か決まりがあるのかな?
都市計画について聞いてみよう!



Q1 都市計画ってなに？

A1 都市計画は、快適で住みやすいまちづくりのために必要な計画です。

都市計画では、たくさんの方が生活しているまちを暮らしやすい空間にいくため、土地の使い方や建物の建て方のルールをはじめ、新しい道路や公園の計画等、まちづくりに必要な多くのことを決めています。ルールを守って住宅やお店、工場などを建て、道路や公園などの公共施設を効果的、機能的に配置することで、みなさんが便利で快適に暮らせるまちを目指しています。



もしも都市計画がなかったら…

都市計画のないまちでは、誰もが自由に建てたいものを建ててしまいます。すると、住宅、お店、工場などが無秩序に立ち並んで、生活しづらくなってしまっただけではなく、自然にも悪影響が出てしまいます。一方、都市計画のあるまちでは、住むところや買い物をするところ、働くところなどがまっとうであり、自然環境も保たれているため、生活しやすく快適なまちになっています。このように、暮らしやすい空間にしていくために、都市計画が必要なのです。

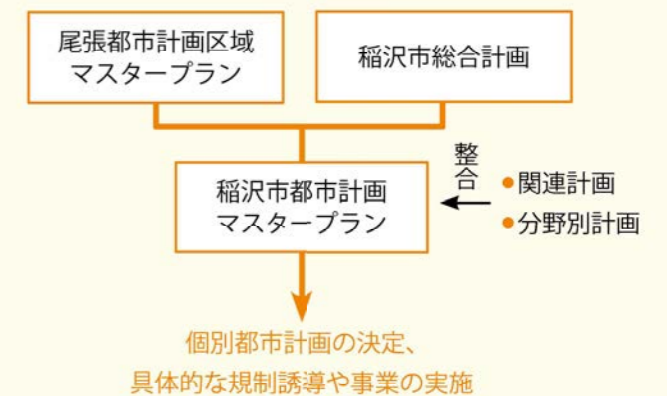


Q2 どうやって都市計画を決めるの？

A2 都市計画は、下図のようなステップを踏んで決定されます。

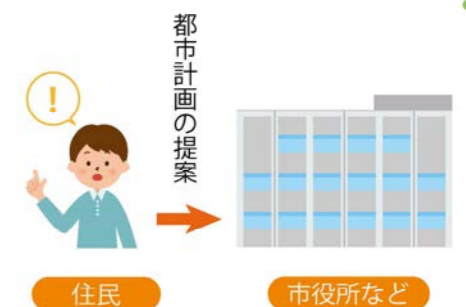


都市計画は、こんなまちにしたいという将来像と方針に沿って決定しています。稲沢市において、都市計画に関する基本的な方針を定めたものを「稲沢市都市計画マスタープラン」といいます。このマスタープランは、上位計画として広域的な視点から愛知県が定める「尾張都市計画区域マスタープラン」と市政全般の総合的なまちづくりの方針である「稲沢市総合計画」があり、これらの内容に即した上で、その他の関連計画を踏まえて策定しています。これに基づいて都市計画を決めていくことで、こういうまちにしたいという将来都市像の実現を目指しています。



コラム 都市計画の提案制度

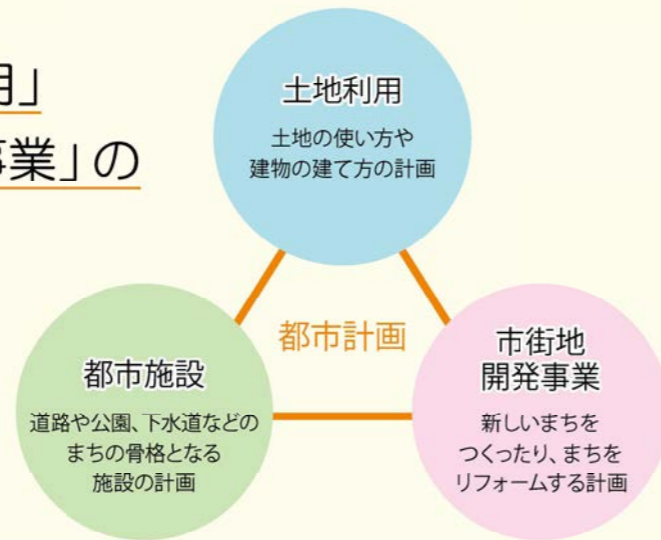
これまでは、行政が立案する都市計画に対して住民のみさんは受け身で意見を言う立場でしたが、平成14年に「都市計画の提案制度」という仕組みが創設され、一定の要件を満たした場合に土地の所有者等が主体となって都市計画の決定や変更について提案を行うことができるようになりました。行政は、提案のあった都市計画について決定や変更をする必要があるかどうか、関係法令や基準に照らし合わせて判断しなければなりません。



Q3 都市計画にはどんなものがあるの？

A3 大きく分けると「土地利用」「都市施設」「市街地開発事業」の3つがあります。

これら3つを柱とし、さらに細かい制度が「都市計画法」に定められています。これらを組み合わせて、それぞれが効果を発揮しながら一体的に機能することで、都市計画が構成されます。



コラム 都市計画区域

都市計画を定めることができる区域のことを、「都市計画区域」といいます。

都市計画区域は、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するための一体的な都市としての区域です。愛知県内には6つの区域があり、稲沢市は「尾張都市計画区域」に指定されています。



無秩序にまちが広がることを防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することを「区域区分」といいます。区域区分は「線引き」ともいい、地域の実情に応じた都市計画を樹立していく上で根幹をなすものです。 [p.14 表A 参照](#)



市街化区域

すでに市街地になっている区域や今後計画的に市街地にしていく区域のことです。道路や下水道などのインフラを優先的かつ計画的に整備し、住宅や商業施設などの立地を誘導します。

市街化調整区域

市街化を抑制する区域のことです。原則として新たに建築物を建てたり、増築することは認められません。

都市計画の体系

※稲沢市では、表の赤い字で示されているものが定められています。

■ 土地利用

区域区分 — 市街化区域、市街化調整区域

- 地域地区
- 用途地域
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 田園住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域
 - 特別用途地区、特定用途制限地域
 - 特例容積率適用地区、高層住居誘導地区
 - 高度地区、高度利用地区
 - 特定街区、都市再生特別地区、居住調整地域、居住環境向上用途誘導地区、特定用途誘導地区
 - 防火地域、準防火地域、特定防災街区整備地区
 - 景観地区
 - 風致地区
 - 駐車場整備地区
 - 臨港地区
 - 歴史的風土特別保存地区
 - 第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区
 - 緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域
 - 流通業務地区
 - 生産緑地地区
 - 伝統的建造物群保存地区
 - 航空機騒音障害防止地区、航空機騒音障害防止特別地区
- 促進区域
- 市街地再開発促進区域
 - 土地区画整理促進区域
 - 住宅街区整備促進区域
 - 拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域
- 遊休土地転換利用促進地区
- 被災市街地復興推進地域
- 地区計画等
- 地区計画
 - 防災街区整備地区計画
 - 歴史的風致維持向上地区計画
 - 沿道地区計画
 - 集落地区計画

■ 都市施設

- 交通施設 (道路・都市高速鉄道・駐車場・自動車ターミナル・その他)
- 公共空地 (公園・緑地・広場・墓園・その他)
- 供給施設 (水道・電気供給施設、ガス供給施設・その他)
- 処理施設 (下水道・汚物処理場、ごみ焼却場・その他)
- 水路 (河川・運河・その他)
- 教育文化施設 (学校・図書館・研究施設・その他)
- 医療施設・社会福祉施設 (病院・保育所・その他)
- 市場・と畜場・火葬場
- 一団地の住宅施設
- 一団地の官公庁施設
- 流通業務団地
- 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 一団地の復興再生拠点市街地形成施設
- 一団地の復興拠点市街地形成施設
- 電気通信事業の用に供する施設
- 防風・防火・防水・防雪・防砂もしくは防潮の施設

■ 市街地開発事業

- 市街地開発事業
- 土地区画整理事業
 - 新住宅市街地開発事業
 - 工業団地造成事業
 - 市街地再開発事業
 - 新都市基盤整備事業
 - 住宅街区整備事業
 - 防災街区整備事業
- 市街地開発事業等予定区域
- 新住宅市街地開発事業の予定区域
 - 工業団地造成事業の予定区域
 - 新都市基盤整備事業の予定区域
 - 一団地の住宅施設の予定区域(区域面積20ha以上)
 - 一団地の官公庁施設の予定区域
 - 流通業務団地の予定区域

「土地利用」「都市施設」「市街地開発事業」について、さらに詳しくみてみよう！





土地利用

土地利用は、大きな枠組みから、きめ細やかなまちづくりの仕組みまで、数多くの制度があります。それらを組み合わせることで、地域に合わせた土地利用が図られます。

用途地域による建築物の用途制限

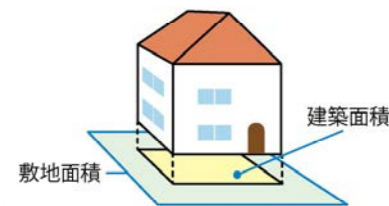
※ 本表は建築基準法別表第2の概要であり、全ての制限について掲載したものではありません。

建築物	用途地域												
	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
住宅、小規模の兼用住宅	■	■											
幼稚園、小・中・高等学校													
神社、寺院、教会、診療所													
病院、大学													
2階以下かつ床面積150㎡以下の店舗、飲食店	■	■											□
2階以下かつ床面積500㎡以下の店舗、飲食店			■					◎					□
上記以外の店舗、飲食店				☆	★	◆	◆					◆	◆
事務所等				☆	★								
ホテル、旅館					★								
カラオケボックス等													
2階以下かつ床面積300㎡以下の自動車庫													
倉庫業の倉庫、上記以外の自動車庫													
劇場、映画館								◇					
自動車修理工場					○	○	△			▲	▲		
危険性・環境悪化の恐れがやや大きい工場										●			
危険性・環境悪化の恐れが大きい工場													

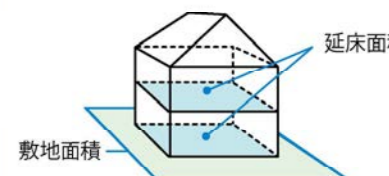
☆ 2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能
 ★ 3,000㎡以下の場合に限り建築可能
 ◆ 10,000㎡以下の場合に限り建築可能
 ◇ 客席部分が200㎡以下の場合に限り建築可能
 □ 物品販売店舗、飲食店は建築不可
 ■ 業種により制限あり
 ○ 50㎡以下の場合に限り建築可能
 △ 150㎡以下の場合に限り建築可能
 ▲ 300㎡以下の場合に限り建築可能
 ◎ 農産物直売所、農家レストラン等に限り建築可能
 ● 農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(著しい騒音が発生するものを除く)に限り建築可能

建蔽率と容積率

「建蔽率」とは、敷地面積に対する建築面積の割合のことをいいます。「容積率」とは、敷地面積に対する建物の延床面積の割合のことをいいます。



$$\text{建蔽率}(\%) = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$



$$\text{容積率}(\%) = \frac{\text{延床面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

用途地域

稲沢市の市街化区域では、建物の混在により生活環境の悪化や都市機能の低下等が起こらないように「用途地域」を定めています。用途地域とは、その地域に応じて建物の種別や建て方を規制・誘導する代表的な都市計画の制度です。住居系、商業系、工業系に分類され、全部で13種類あり、稲沢市では、このうち11種類を指定しています。

第一種低層住居専用地域

建蔽率/容積率：30/50 60/100
面積：7ha

低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所を兼ねた住宅や小中学校などが建てられます。



第二種低層住居専用地域

稲沢市では指定していません。

主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、床面積150㎡までのお店などが建てられます。



第一種中高層住居専用地域

建蔽率/容積率：60/200
面積：115ha

中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、床面積500㎡までのお店などが建てられます。



第二種中高層住居専用地域

建蔽率/容積率：60/200
面積：126ha

主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、床面積1,500㎡までのお店や事務所などが建てられます。



第一種住居地域

建蔽率/容積率：60/200
面積：283ha

住宅の環境を守るための地域です。床面積3,000㎡までのお店、事務所、ホテルなどが建てられます。



第二種住居地域

建蔽率/容積率：60/200
面積：8ha

主に住宅の環境を守るための地域です。お店、事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックスなどが建てられます。



準住居地域

建蔽率/容積率：60/200
面積：33ha

道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住宅の環境を保護するための地域です。



田園住居地域

稲沢市では指定していません。

農業と調和した低層住宅の環境を守るための地域です。住宅に加え、農産物の直売所などが建てられます。



近隣商業地域

建蔽率/容積率：80/200
面積：61ha

近隣の住民が日用品の買い物をするお店などの業務の利便の増進を図る地域です。住宅やお店のほかに小規模の工場も建てられます。



商業地域

建蔽率/容積率：80/400 80/500
面積：34ha

銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業などの業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。



準工業地域

建蔽率/容積率：60/200
面積：152ha

主に軽工業の工場などの環境の悪化の恐れのない工場の業務の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。



工業地域

建蔽率/容積率：60/200
面積：40ha

主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。



工業専用地域

建蔽率/容積率：60/200
面積：37ha

専ら工業の業務の利便の増進を図る地域です。どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。



防火地域・準防火地域

防火地域または準防火地域は、都市部において火災の危険を防ぐことを目的として定められた地域です。建物の密集する市街地や駅前など、防災上特に重要な区域を指定し、建物の構造等を規制します。この地域内にある建物は、規模などに応じて、耐火建築物または準耐火建築物、あるいは防火構造としなければなりません。

p.14 表B 参照

※耐火建築物は主要構造部が火災に耐える構造で、防火戸などの設備を備えた構造物をいい、準耐火建築物は主要構造部が延焼を防止するのに必要な性能を有している建築物をいいます。

火事が広がることを防いだり、住民の安全を守るための規制です。



コラム

建築基準法22条区域

防火地域、準防火地域以外の地域であっても、規制が不要というわけではなく、広域的な防火対策を図るために、建築基準法の「22条区域」に指定されていることがあります。この区域では、建物の屋根や外壁に燃えにくい材料を使わなければいけません。

稲沢市では、防火地域・準防火地域以外の地域は、全て「22条区域」に指定されています。

生産緑地地区

生産緑地地区は、良好な都市環境の確保、公害または災害の防止効果といった観点から、市街化区域内の農地を計画的に保全することを目的として指定します。

生産緑地に指定されると、30年間は農地として適正に管理することが義務付けられます。建物を建てたり、宅地や駐車場などにすることは原則できませんが、税制面での優遇を受けることができます。

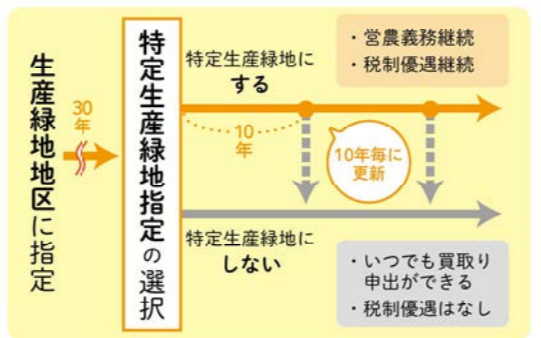
指定から30年経過した生産緑地は、市に対していつでも買取りを求める申出ができるようになりますが、税制優遇はなくなります。



コラム

特定生産緑地

指定から30年経過した生産緑地について、引き続き農地の保全と農業経営の安定を図るため、平成29年に「特定生産緑地制度」が創設されました。特定生産緑地は、所有者の意向を踏まえて指定され、従来の生産緑地制度の適用期間を10年延伸することにより、これまでと同じように農地として適正な管理が必要ですが、引き続き税制優遇を受けることができます。



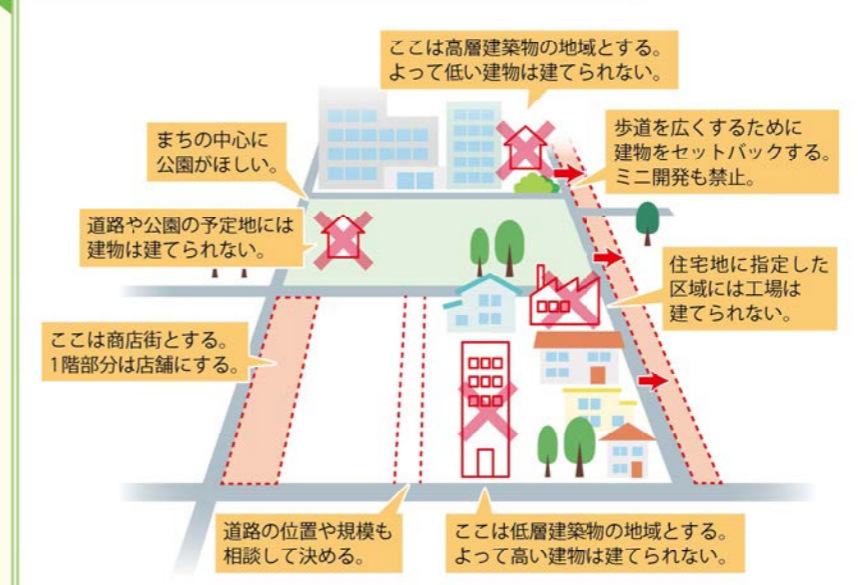
地区計画

地区計画は、それぞれの地区の特性にあわせて、建物の建て方のルールや道路・公園などの配置を決める地区単位の都市計画です。

また、地区計画では、その地域に住んでいるみなさんの意見を聞きながら、地区独自の課題や実情に応じたまちづくりのルールを決めることができます。 p.14 表C 参照



地区計画のイメージ



地区計画で決めること

- 1 地区計画の方針**
(まちづくりの構想・基本方針)
 - 将来どのようなまちにするのかという目標
 - 目標を実現するための方針
- 2 地区整備計画**
(具体的な整備内容)
 - 地区施設の配置と規模
 - 建物の建て方のルール
 - 土地利用のルール など



コラム

市街化調整区域内地区計画

市街化調整区域は市街化を抑える区域のため、許可を得た場合を除いて、原則として新たに建物を建てることはできませんが、「地区計画」によって、まちづくりのルールを定めることで、計画内容に合った建物を建てるできるようになります。

人口減少や高齢化が進む市街化調整区域内の集落では、地域のコミュニティ維持が難しくなるため、定住人口の確保が重要です。稲沢市では、制度の活用を促し、適正な運用を図ることを目的としてガイドラインを定めています。



都市施設

安全で快適に生活するためには、市民のみなさんが共同で利用する道路や公園、下水道などが必要です。都市計画では、それらを都市施設として計画的に整備しています。

道路

道路は、人や物が移動するための交通空間であるとともに、災害時には防火帯や避難路としての機能、景観や環境を守る機能や水道・ガスなどのライフラインの收容空間としての機能などを併せ持つ、私たちの日常生活を支える大事な公共施設です。

こうした道路のうち、都市の骨格をなし、土地利用、交通などの現状及び将来の見通しから、計画的な整備を図る道路を、都市計画道路として決定しています。

なお、駅前広場は、都市の顔としてのシンボル性、公共的なオープンスペースとしての役割も担う交通の結節点であり、都市計画道路の一部として定めています。 **p.15 表E 参照**



名鉄森上駅 駅前広場

整備された道路の一例



都市計画道路 3・4・71 木全桜木線

下水道

使い終わった水をそのまま川に流していると、衛生面や環境面にたくさんの問題が発生します。

下水道は、主に市街地の家庭や工場などから出る汚水を集めて、きれいにしてから川に流す施設です。また、汚水とは別に、雨水を水路や川に流す施設もあります。汚水を円滑に処理して、川などの水質を保全することや、雨水を速やかに流して、浸水被害を防ぐことで、衛生的で快適な生活環境を確保するという役割があります。

p.16 表I・J・K 参照



日光川上流浄化センター



稲沢市オリジナル柄マンホール

公園・緑地

公園・緑地は、豊かな自然環境を保全する役割があるだけでなく、幅広い世代にレクリエーションや文化活動などの拠点として利用されています。

さらに、災害時には避難場所としての役割や火災による延焼防止に貢献するなど、都市の安全性や防災性を高め、健康で豊かな暮らしを支えています。 **p.15・16 表F・G・H 参照**



稲沢市の代表的な公園・緑地

稲沢公園

稲沢公園は、緑と文化の象徴的な存在として整備された公園です。この公園内にある荻須記念美術館との調和を考慮し、「緑に囲まれた憩い」「緑の中での遊び」「緑の中での鑑賞」の場として、緑・水・光を取り入れた自然景観となっています。広大な芝生広場や遊歩道、バラ園などもあり、豊かな自然に囲まれて年中楽しめます。大人から子どもまで、ゆったりとした時間を過ごせる地域の憩いの場です。



サリオパークの名前の由来は、「砂」の音読み「サ」と、ポルトガル語で「川」を表す「リオ (Rio)」を組み合わせたものです



サリオパーク祖父江

サリオパーク祖父江は、全国的にも珍しい河岸砂丘を活用した緑地で、木曾川沿いの祖父江地区に立地する国営・県営・市営の3公園の総名称です。園内ではスポーツやバーベキュー、イベントなどを、自然の中で思いっきり楽しむことができます。

また、毎年10月頃には稲沢サンドフェスタが開催され、砂像展示をはじめとする様々なイベントが行われます。

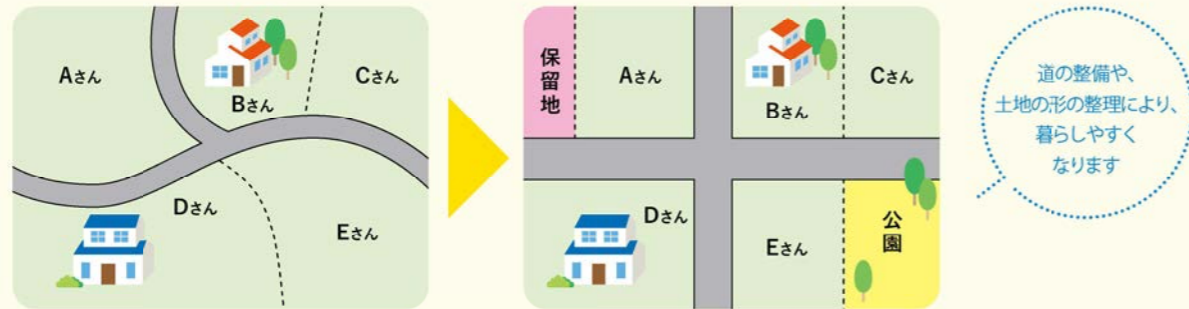




市街地開発事業

市街化区域やこれから市街化を図っていく区域で、計画に基づいて新しいまちづくりやまちのリフォームを行うことを市街地開発事業といいます。

土地区画整理事業



土地区画整理事業は、未整備の市街地や市街化予定地において、土地を持っている人や住んでいる人が話し合い、道路や公園などの公共施設に必要な土地を少しずつ負担し合うことで、良好な生活環境を形成する事業です。道路や公園などの公共施設が整備され、土地の区画が整うため、利用価値の高い宅地となるとともに利用増進が図られます。 [p.14 表D 参照](#)

下津陸田地区・尾張西部都市拠点地区

施行前 (昭和62年)



施行後 (平成29年)



データ集

令和4年3月31日現在

[A] 市街化区域・市街化調整区域 [p.5](#)

	告示年月日	告示番号	市街化区域面積 (ha)	市街化調整区域面積 (ha)
当初決定	S 45.11.24	愛知県告示第910号	630	7,232
第1回変更	S 54. 3. 2	愛知県告示第196号	638	7,224
第2回変更	S 59. 2. 22	愛知県告示第149号	660	7,202
第3回変更	H 3. 9. 4	愛知県告示第817号	830	7,101
第3回変更(随時変更)	H 7. 3. 29	愛知県告示第66号	898	7,032
第4回変更	H13. 5. 15	愛知県告示第403号	898	7,032
第5回変更	H22.12.24	愛知県告示第749号	898	7,032
第6回変更	H31. 3. 29	愛知県告示第215号	898	7,037
随時変更	R 3. 3. 30	愛知県告示第198号	896	7,039

※H1.11.10 国土地理院の面積算出方法変更(市域面積:7,931ha)

※H26.10.1 国土地理院の面積算出方法変更(市域面積:7,935ha)
※稲沢市変更対象外

[B] 防火地域・準防火地域 [p.9](#)

地区	面積(ha)	告示番号	告示年月日
防火地域	24	稲沢市告示第109号	H22.12.24
準防火地域	123	稲沢市告示第109号	H22.12.24

[C] 地区計画 [p.10](#)

地区名称	区域面積(ha)	告示年月日(当初)	地区整備計画の内容
緑町	33.7	H 6.10.3	建築物の用途、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置、かき又はさくの構造
幸町	6.1	H 6.10.3	建築物の用途、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置、かき又はさくの構造
緑ニュータウン	3.9	H 6.10.3	建築物の用途、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置、かき又はさくの構造
国府宮	35.2	H 6.12.20	建築物の用途、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置、かき又はさくの構造、地区施設の整備(公園・緑地)
須ヶ脇北部	1.8	H 8. 5. 31	建築物の用途、壁面の位置
稲沢駅東	63.3	H11. 8. 17	建築物の用途、敷地面積の最低限度、壁面の位置、かき又はさくの構造
朝府	6.5	H11. 8. 17	建築物の用途、樹林地の保全、地区施設の整備(道路)
陸田工業団地	7.2	H16.10.22	建築物の用途、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置、緑地の用途・保全
平和工業団地	23.2	H21.11.25	建築物の用途、容積率・建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置、緑地の用途・保全、地区施設の整備(道路・緑地・公共空地)
朝府南	1.3	H23. 8. 23	建築物の用途
長束	1.1	H24.12.28	建築物の用途、容積率・建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置、かき又はさくの構造、地区施設の整備(道路・緑地・公共空地)
平和工業団地(2期)	10.3	H29. 6. 20	建築物の用途、容積率・建蔽率の最高限度、敷地面積の最低限度、高さの最高限度、壁面の位置、緑地の用途・保全、地区施設の整備(道路・緑地・公共空地)

[D] 土地区画整理事業 [p.13](#)

地区名	面積(ha)	施行者	事業計画認可(当初)	換地処分	備考
稲沢	144.9	稲沢市	S 29. 7. 23	S 59. 1. 13	施行済
中部	43.8	稲沢市	S 44. 6. 16	S 55.10.31	施行済
平和西光坊	5.1	組合	H 2. 1. 22	H 8.10.18	施行済
稲沢北市場	13.2	組合	H 4.11.20	H22. 5. 28	施行済
稲沢西	41.5	稲沢市	H 5.12.10	—	施行中
下津陸田	19.8	稲沢市	H 9. 8. 28	H29. 9. 15	施行済
尾張西部都市拠点	43.5	UR都市機構	H 9.11.20	H22. 2. 26	施行済
稲沢善光寺南	1.9	組合	H25. 5. 15	H29. 8. 4	施行済

【E】都市計画道路 p.11

路線番号	路線名	告示年月日(最終)	延長(m)
3・4・1	一宮弥富線	S46.3.31	8,090
3・3・7	西尾張中央道	H7.3.29	6,270
3・4・13	一宮蟹江線	H7.3.29	6,220
3・4・15	六輪津島線	S46.3.31	880
3・3・16	稲沢西春線	H20.3.11	5,100
3・3・23	春日井稲沢線	H20.3.11	4,680
3・4・27	給父清須線	H29.7.28	9,920
3・4・28	給父西枇杷島線	S46.3.31	1,930
3・4・42	名古屋岐阜線	H7.3.29	3,840
3・4・45	濃尾大橋線	S46.3.31	100
3・4・46	萩原多気線	S46.3.31	1,980
3・5・48	尾西稲沢線	H7.3.29	2,700
3・4・49	尾西津島線	H11.11.26	5,500
3・4・51	馬飼稲沢線	R4.3.29	10,100
3・4・54	赤池下津線	H20.3.11	2,720
3・5・70	木全池部線	H20.3.11	2,580
3・4・71	木全桜木線	H7.3.29	730
3・4・83	巡見街道	S46.3.31	1,920
3・4・87	祖父江稲沢線	R4.3.29	6,230
3・4・88	祖父江山崎線	R4.3.29	2,600
3・5・93	中大通線	H10.11.24	3,730
3・2・106	下津線 (駅前広場約4,000m)	H7.3.29	220
3・4・108	南大通線	H20.3.11	4,110
3・4・451	五城森上線 (駅前広場約2,800m)	H10.3.27	1,790
3・4・452	稲沢甚目寺線	H7.3.29	4,710
3・4・453	陸田線 (駅前広場約3,000m)	H15.8.8	260
3・4・454	陸田下津線	H15.8.8	1,050
3・4・455	治郎丸赤池線	H7.3.29	1,560
3・4・456	横池線	S46.3.31	500
3・5・457	稲島線	S46.8.30	2,050
3・5・458	井之口線 (駅前広場約6,000m)	H29.7.28	3,720
3・5・459	奥田線 (駅前広場約2,300m)	S53.3.10	4,360
3・5・460	奥西御堂線	S46.8.30	120
3・5・461	長野線	S46.8.30	980
3・5・462	西町線	H5.3.31	710
3・5・463	妙興寺治郎丸線	H7.3.29	3,010
8・7・451	国府宮駅地下道	S53.3.10	160
合計	38路線	—	119,780

※延長については、稲沢市分の延長となっています。
 ※路線数の決定、路線番号の再編告示は平成12年8月18日です。
 ※市町村合併に伴う路線番号整理の告示は平成17年12月20日です。
 ※都市計画区域再編に伴う名称変更及び路線番号整理の告示は、平成22年12月24日です。

【G】都市計画緑地 p.12

区分	緑地番号	名称	面積(ha)	告示年月日(当初)	供用開始年月日	備考
緑地	1	国営木曾三川公園尾張緑地	222.4	S50.2.26	S61.10.20	河川敷緑地
緑地	11	稲沢緑地	0.10	S59.8.13	S61.3.31	都市緑地
合計		2箇所	222.50	—	—	—

※都市計画区域再編に伴う名称変更及び緑地番号整理の告示は、平成22年12月24日です。

【F】都市計画公園 p.12

区分	公園番号	名称	面積(ha)	告示年月日(当初)	供用開始年月日	備考
公園	4・4・51	稲沢公園	4.1	S58.8.5	S62.3.31 S63.5.17	地区公園 三宅川東 三宅川西
公園	4・3・52	平和中央公園	3.7	H3.3.1	H16.12.27	地区公園 (一部供用)
公園	3・3・101	奥田公園	1.4	H1.2.15	H2.4.1 H3.4.1 H4.4.1	近隣公園 管理棟 公園部分
公園	2・2・901	白山公園	0.25	S41.9.2	S51.11.22	街区公園
公園	2・2・902	高御堂公園	0.32	S42.12.18	S51.11.22	街区公園
公園	2・2・903	松下公園	0.16	S42.12.18	S51.11.22	街区公園
公園	2・2・904	小沢菅原公園	0.80	S42.12.18	S52.9.1	街区公園
公園	2・2・905	北出公園	0.36	S42.12.18	S51.11.22	街区公園
公園	2・2・906	国府宮前田公園	0.26	S42.12.18	S51.11.22	街区公園
公園	2・2・907	吹上公園	0.88	S42.12.18	S51.11.22	街区公園
公園	2・2・908	宮浦公園	0.37	S42.12.18	S51.11.22	街区公園
公園	2・2・909	長野公園	0.34	S42.12.18	S51.11.22	街区公園
公園	2・2・910	石田公園	0.15	S42.12.18	S51.11.22	街区公園
公園	2・2・911	駅前公園	0.48	S42.12.18	S51.11.22	街区公園
公園	2・2・912	小池公園	0.28	S50.3.14	S51.11.22	街区公園
公園	2・2・913	小正中央公園	0.86	S50.3.14	S54.4.16	街区公園
公園	2・2・914	正明寺公園	0.26	S50.3.14	S54.4.16	街区公園
公園	2・2・915	日下部公園	0.19 0.08	S62.3.31 H1.2.15	S63.4.1 H2.4.1	街区公園 西側 東側
公園	2・2・916	千代公園	0.25	H3.3.15	H3.4.1	街区公園
公園	2・2・917	長出公園	0.24	H4.4.3	H5.4.1	街区公園
公園	2・2・918	西島公園	0.29	H5.3.31	H5.4.1	街区公園
公園	2・2・919	北市場美濃路公園	0.28	H8.3.4	H10.4.1	街区公園
公園	2・2・920	北市場町東公園	0.12	H8.3.4	H9.4.1	街区公園
公園	2・2・921	片原一色公園	0.48	H12.3.3	H12.4.1	街区公園
公園	2・2・922	西光坊公園	0.16	H7.2.22	H10.4.1	街区公園
公園	2・2・923	下三宅農村公園	0.29	H10.3.24	H8.4.1	街区公園
公園	2・2・924	鷺尾農村公園	0.70	H10.3.24	H9.4.1	街区公園
公園	2・2・925	嫁振農村公園	0.27	H10.3.24	H10.4.1	街区公園
公園	2・2・926	おりづふれあい 広場公園	0.20	H22.12.24	H15.3.31	街区公園
公園	2・2・927	小井戸なごみ公園	0.20	H22.12.24	H16.3.31	街区公園
公園	2・2・928	グリーン・スパーク 中央公園	0.51	H22.12.24	H20.1.1	街区公園
公園	2・2・929	陸田宮前公園	0.20	H22.12.24	H21.4.1	街区公園
公園	2・2・930	陸田宮前 ひまわり公園	0.20	H22.12.24	H21.4.1	街区公園
合計	33箇所		19.63	—	—	—

※市町村合併に伴う公園番号整理の告示は、平成17年12月20日です。
 ※都市計画区域再編に伴う公園番号整理の告示は、平成22年12月24日です。

【H】その他都市公園・広場など p.12

区分	名称	面積(ha)	供用開始年月日	備考
公園	洲原公園	0.18	H13.7.1	街区公園
公園	手枕公園	0.07	H13.7.1	街区公園
公園	治郎丸神木公園	0.07	H15.3.31	街区公園
公園	国府宮ふれあい公園	0.32	H16.11.1	街区公園
公園	西町てんま公園	0.12	H16.11.1	街区公園
公園	北島陽春公園	0.20	H18.7.1	街区公園
公園	長束・梅公園	0.22	H18.7.1	街区公園
公園	陸田どんぐり公園	0.20	H18.7.1	街区公園
公園	国府宮じんてん公園	0.18	H19.4.1	街区公園
公園	みゆき公園	0.25	H21.4.1	街区公園
公園	どうこう公園	0.35	H22.4.1	街区公園
公園	ピオトープながおか	0.13	H24.4.1	街区公園
公園	かなしんでん公園	0.25	H26.4.1	街区公園
公園	かたまち希望の丘公園	0.20	H26.4.1	街区公園
公園	新町いこいの森公園	0.20	H26.4.1	街区公園
公園	大江川親水公園	0.77	H26.4.1	街区公園
公園	文化の丘公園	1.00	H27.4.1	街区公園
公園	西町公園	0.80	H29.10.1	街区公園
公園	西町さくら公園	0.20	R2.6.1	街区公園
公園	祖父江ぎんなんパーク	1.24	R3.6.1	近隣公園
公園	目比親水公園	0.65	R3.6.1	街区公園
広場	込野農村広場	1.05	S57.4.1	近隣公園
広場	さくら広場	0.06	H9.4.1	地区施設(国府宮地区計画)
広場	もみじ広場	0.04	H13.7.1	地区施設(国府宮地区計画)
広場	さるすべり広場	0.08	H17.4.1	地区施設(国府宮地区計画)
広場	ひいらぎ広場	0.05	H24.4.1	地区施設(国府宮地区計画)
広場	稲沢駅東多目的広場	0.57	H24.4.1	街区公園
緑地	夢逢緑地	0.18	H26.4.1	都市緑地

【I】日光川上流流域関連稲沢公共下水道 p.11

	基本計画(ha)	事業計画区域(ha)	供用区域(ha)
汚水	1,111.9	1,111.9	1,046.0
雨水	832.0	281.3	247.4

【J】新川西部流域関連稲沢公共下水道 p.11

	基本計画(ha)	事業計画区域(ha)	供用区域(ha)
汚水	33.0	27.5	25.4
雨水	29.2	0	0

【K】終末処理場 p.11

終末処理場名	日光川上流浄化センター	新川西部浄化センター
所在地	稲沢市儀長一丁目1番地	清須市西枇杷島町亥新田、芳野二丁目及び三丁目並びに六軒軒地内
敷地面積	14.44ha	5.21ha
計画処理人口	299,190人	70,960人
計画処理水量	184,300立方メートル/日最大	39,000立方メートル/日最大
処理方式	凝集剤添加硝化脱窒法	凝集剤添加硝化脱窒法
排除方式	分流式	分流式
放流先	日光川	新川

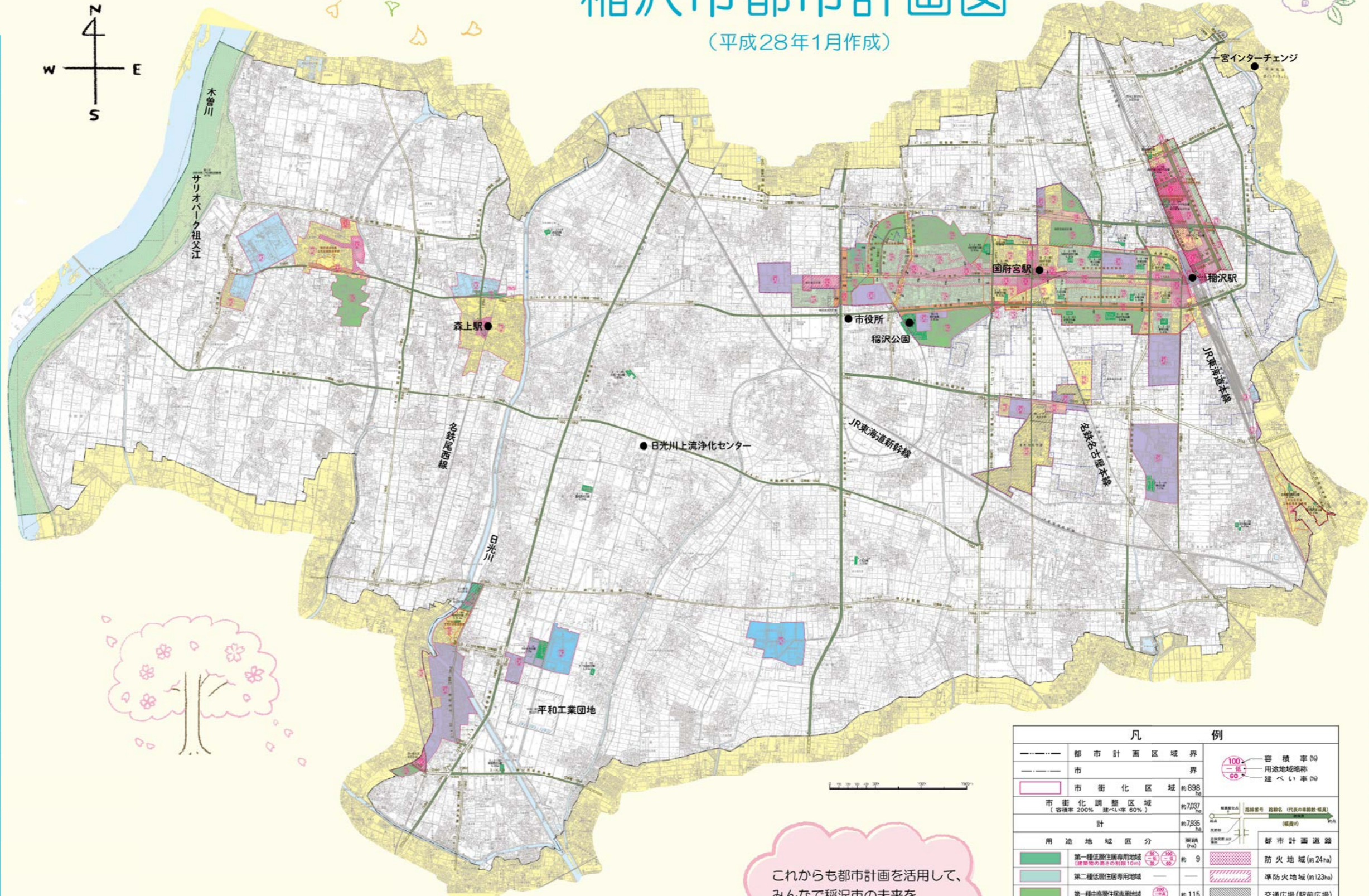
稲沢市の変遷

※太字…まちづくりの出来事、細字…稲沢市の様子

年	できごと
明治29年	祖父江村が町制施行
大正8年	旧都市計画法制定／市街地建築物法制定
大正12年	愛知県郡制廃止
大正14年	稲沢操車場が開場
昭和14年	稲沢町都市計画区域の決定
昭和25年	建築基準法制定
昭和27年	都市計画道路の決定(24路線:42.3km)
昭和28年	稲沢土地区画整理施行区域決定
昭和29年	平和村が町制施行 土地区画整理法制定 中部土地区画整理施行区域決定
昭和31年	都市公園法制定 町村合併による稲沢町都市計画区域の変更
昭和32年	駐車場法制定
昭和33年	稲沢町が市制施行／新下水道法制定
昭和42年	用途地域の指定(面積約742ha)
昭和43年	新都市計画法制定
昭和44年	稲沢中島都市計画区域の指定
昭和45年	現在の稲沢市役所庁舎完成 11月24日 当初線引き
昭和46年	線引きに伴う用途地域の変更
昭和47年	用途地域変更(4用途から8用途へ)
昭和48年	第1次稲沢市総合計画策定
昭和49年	名鉄尾西線一部複線化
昭和51年	馬飼大橋開通
昭和54年	第1回線引き見直し
昭和59年	第2次稲沢市総合計画策定／第2回線引き見直し
昭和61年	木曾川祖父江緑地一部供用開始(県営)
昭和63年	稲沢公園オープン
平成2年	稲沢市公共下水道の都市計画決定
平成3年	第3回線引き見直し
平成5年	第3次稲沢市総合計画策定 用途地域変更(8用途から12用途へ) 稲沢西土地区画整理事業の都市計画決定
平成7年	第3回(随時)線引き変更 市町村都市計画マスタープラン策定 稲沢駅周辺地区土地区画整理事業の都市計画決定
平成12年	稲沢駅東西自由通路完成
平成13年	第4回線引き見直し
平成15年	祖父江ワイルドネイチャー緑地一部供用開始 第4次稲沢市総合計画策定
平成16年	稲沢中島都市計画区域マスタープラン策定 平和中央公園一部供用開始
平成17年	4月1日 稲沢市、祖父江町、平和町が合併し、 新『稲沢市』誕生
平成19年	第5次稲沢市総合計画策定
平成22年	稲沢市都市計画マスタープラン策定 尾張都市計画区域指定 尾張都市計画区域マスタープラン策定 第5回線引き見直し
平成24年	稲沢夢逢橋開通
平成26年	新稲沢市民病院移転オープン
平成29年	第6次稲沢市総合計画策定／市ロゴマーク制定
平成30年	用途地域変更(12用途から13用途へ)
平成31年 /令和元年	尾張都市計画区域マスタープラン策定 第6回線引き見直し
令和2年	稲沢市都市計画マスタープラン策定 稲沢市役所東庁舎完成

稲沢市都市計画図

(平成28年1月作成)



これからも都市計画を活用して、
みんなで稲沢市の未来を
つくっていきましょう！

凡		例	
---	都市計画区域界	100	容積率(%)
---	市界	60	用途地域略称
□	市街化区域	建	建ぺい率(%)
□	市街化調整区域 (容積率 200% 建ぺい率 60%)	計	計
□	用途地域区分	計	都市計画道路
■	第一種低層住居専用地域 (建築物の高さの制限 10m)	■	防火地域(約24ha)
■	第二種低層住居専用地域	■	準防火地域(約123ha)
■	第一種中層住居専用地域	■	交通広場(駅前広場)
■	第二種中層住居専用地域	■	都市計画公園
■	第一種住居地域	■	都市計画緑地
■	第二種住居地域	■	都市計画線地
■	準住居地域	■	進行中
■	近隣商業地域	■	土地区画整理事業区域
■	商業地域	■	地区計画区域
■	準工業地域	■	人口集中地区 (平成22年国勢調査)
■	工業地域		
■	工業専用地域		
計	計		



発行 稲沢市
〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1番地
TEL 0587-32-1111

発行年月 令和3年3月初版発行
令和5年4月修正

編集 稲沢市まちづくり部都市計画課



稲沢市

検索